

平成30年第3回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 奈良岡 隆

副委員長 村川 みどり

1 開催日 平成30年9月11日（火曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- 議案第137号 契約の締結について（八重田浄化センター合流最終沈殿池設備改築電気工事）
- 諮問第9号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第10号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第11号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第12号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第13号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第14号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第15号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第16号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第17号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第18号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	仲谷	良子
副委員長	村川	みどり	委員	大矢	保
委員	山脇	智	委員	赤木	長義
委員	奈良	祥孝	委員	花田	明仁
委員	小豆畑	緑			

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷 潤 治	総務部参事	小野 正 貴
総務部理事	山谷 直 大	総務部参事	廣津 明 男
総務部理事	蝦名 幸 悦	総務部参事	大久保 文 人
企画部長	小川 徳 久	総務部参事	三上 智 幸
企画部理事	横内 修	企画部参事	石岡 尊 広
企画部理事	加藤 文 男	税務部次長	川村 敬 貴
税務部長	相馬 政 人	浪岡事務所次長	長谷川 敬 公
会計管理者	鈴木 裕 司	企画調整課長	舘 山 公
選挙管理委員会事務局長	三上 正 俊	関係課長等	
監査委員事務局長	貝 森 敦 子		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	小山 隆	議事調査課副参事	横内 英 雄
---------	------	----------	--------

○奈良岡隆委員長 ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日は、相馬浪岡事務副所長が他の常任委員会に出席のため、欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 1 件及び諮問 10 件の計 11 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 137 号「契約の締結について（八重田浄化センター合流最終沈殿池設備改築電気工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第 137 号契約の締結について（八重田浄化センター合流最終沈殿池設備改築電気工事）について御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。

八重田浄化センターでは、微生物を利用する活性汚泥法により汚水を処理しておりますが、その工程の中で最終沈殿池と呼ばれる施設では、吸着し合っ
て塊となった微生物を含む活性汚泥を沈めて、電気制御の機械でかき寄せる
などの処理を行っております。

このたびの工事は、資料の「3 工事概要」にありますとおり、この最終沈
殿池に係る電気設備が老朽化しておりますことから、当該設備の改築更新を
行うものであります。

資料の「4 工事内容」であります。主なものといたしまして、1 つに、
写真①の負荷設備、これは機械に電力を供給するための設備であります。

2 つに、写真②の計装設備、これは汚泥の流量を計測するための設備であ
ります。

3 つに、写真③の監視制御設備、これは処理状態を監視し、機械を制御す
るための設備であります。

これらについて改築更新を行うものであります。

工期につきましては、平成 32 年 1 月 31 日までとなっております。

資料の「5 入札結果」につきましては、平成 30 年 8 月 7 日に一般競争入
札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、東芝インフラシステ
ムズ株式会社東北支社と 2 億 4840 万円で契約を締結しようとするものであ
ります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 137 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、
御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 137 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 9 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 18 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 10 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

各諮問の内容及び各諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。
総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 本定例会に提出しております、下水道使用料の督促処分及び徴収処分に対する審査請求に係る諮問事案の概要について御説明いたします。

資料 1 ページをごらんください。

まず、本件諮問事案に係る審査請求であります、諮問第 9 号「下水道使用料の督促処分（平成 29 年 6 月分）に対する審査請求」から諮問第 18 号「下水道使用料の徴収処分（平成 29 年 11 月分）に対する審査請求」までの 10 件となっております。

審査請求の対象となった処分の内容であります、諮問第 9 号、諮問第 11 号、諮問第 13 号、諮問第 15 号及び諮問第 17 号につきましては下水道使用料に係る督促処分に対するもの、諮問第 10 号、諮問第 12 号、諮問第 14 号、諮問第 16 号及び諮問第 18 号につきましては下水道使用料に係る徴収処分に対するものとなっております。

処分庁につきましては、いずれも青森市公営企業管理者企業局長となっております。

資料 2 ページをごらんください。

当該審査請求に至った経過につきましては、表に記載しておりますが、処分庁であります青森市公営企業管理者企業局長が、平成 29 年 6 月、7 月、8 月、9 月、10 月分の下水道使用料督促状並びに平成 29 年 7 月、8 月、9 月、10 月、11 月分の下水道使用料納入通知書を審査請求人に送付いたしましたところ、当該処分を不服として、それらの取り消しを求める審査請求書が青森市長宛てに提出されたものであります。

次に、審査請求の主な理由であります、審査請求人及び処分庁の主張の要旨を記載しております。

審査請求人の主張は、諮問第 9 号、諮問第 11 号、諮問第 13 号、諮問第 15 号及び諮問第 17 号につきましては、「過てる青森市下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当であり、本件督促状は取り消されるべきである。」というものであります。

また、諮問第 10 号、諮問第 12 号、諮問第 14 号、諮問第 16 号及び諮問第 18 号につきましては、「何ら合理的な理由のないままに改正した下水道条例による本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は違法・不当であり、取り消されるべきである。」というものであります。

次に、処分庁である企業局長の主張であります。諮問第 9 号、諮問第 11 号、諮問第 13 号、諮問第 15 号及び諮問第 17 号につきましては、「本件督促状による処分は、地方自治法第 231 条の 3 及び青森市下水道条例第 30 条の 2 の規定を踏まえて行った処分であり、何ら違法又は不当な点は存在しない。」というものの、また、諮問第 10 号、諮問第 12 号、諮問第 14 号、諮問第 16 号及び諮問第 18 号につきましては、「本件通知書による処分は、青森市下水道条例、地方自治法、地方自治法施行令及び青森市企業局財務規程の規定を踏まえて行った処分であり、何ら違法又は不当な点は存在しない。」というものであります。

4 ページをごらんください。

審査請求に係る審査庁である市長の見解等ではありますが、審査請求人及び処分庁によるそれぞれの主張を踏まえ、審理員による一連の審理手続が行われ、審理員意見書が提出されております。

その内容につきましては、審理員意見書要旨として、4 ページから 5 ページにわたりまして、諮問第 9 号、諮問第 11 号、諮問第 13 号、諮問第 15 号及び諮問第 17 号と諮問第 10 号、諮問第 12 号、諮問第 14 号、諮問第 16 号及び諮問第 18 号の 2 つに分けて記載しておりますが、結論といたしましては、いずれの諮問事案につきましても、処分は違法または不当なものではなく、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきであるというものです。

当該審理結果を受けまして、審査庁において、審理員意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認いたしました。本件処分につきましては、審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点などは認められないため、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであります。

したがって、5 ページの下段に書いておりますが、審査庁である市長の見解としてまとめておりますとおり、審査庁といたしましては、審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、当該審査請求については棄却すべきものと考えております。

以上、提出いたしました諮問事案に係る概要を御説明申し上げます。

参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録をお配りしておりますので、あわせてごらんいただき、慎重御審議の上、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

各委員から、各諮問について、総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。山脇委員。

○山脇智委員 ただいま、総務部長からの説明を受け、また審理員の意見書及び事件記録の全てに目を通しました。

市の説明は正しいと思いますし、これまで委員会の場合でも一貫して同様の請求を棄却してきた経緯がありますので、今回の諮問についても、市の説明のとおり、全て棄却すべきだと思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、各諮問に対してどのように意見を述べるのかを確認したいと思います。

まず、各諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの結論と意見を掲載することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書（案）の確認は報告案件まで終了した後に、本委員会を暫時休憩とし、その間に正副委員長が答申書（案）を作成し、委員会再開後に答申書（案）の内容を確認することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 また、その答申書（案）の確認の際には、理事者の出席は求めないこととしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第 9 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 18 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 10 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第 9 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 18 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 10 件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第 9 号から諮問第 18 号までの計 10 件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第 9 号から諮問第 18 号までの計 10 件についての市の見解は、棄却することが適当とのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第 9 号から諮問第 18 号までの計 10 件については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問の審査は終了いたしました。

～～中略～～

○奈良岡隆委員長 この際、私から申し上げます。

既に御承知のように、今期定例会が任期中最後の定例会となりますが、来る 10 月及び 11 月の常任委員協議会は、慣例によりまして特段の事情がない限り、開催しないこととしたいと思っております。

あらかじめ御了承のほど、よろしくお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開時間は、午前 11 時 30 分からといたします。

委員会再開後に、正副委員長が作成した答申書（案）を確認していただきます。

よろしく申し上げます。

午前 11 時 15 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、先ほど棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第9号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第18号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計10件に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

まず、先ほど各諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については、正副委員長に一任されました。

また、各諮問については、全員異議なく、審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、各諮問に対する答申書（案）を配信しているので、答申書（案）の内容について、副委員長から説明させます。村川副委員長。

○村川みどり副委員長 それでは、まず、諮問第9号、諮問第11号、諮問第13号、諮問第15号及び諮問第17号について御説明いたします。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）ですが、「下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

続きまして、諮問第10号、諮問第12号、諮問第14号、諮問第16号及び諮問第18号について御説明いたします。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）ですが、「下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

○奈良岡隆委員長 それでは、各諮問に対する答申書（案）について各委員から御意見等をいただきたいと思っております。御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 意見はないようですので、各答申書（案）のとおり答申することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、各答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書（案）の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。
これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)